

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 穴 戸 稔

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 穴戸 稔

経理責任者氏名 山田真一郎

期 間	令和5年1月26日
用 務 先	東京都千代田区永田町 衆議院第一議員会館
用 務	財務省主税局税制第二課 国税庁インボイス制度対応室 「インボイス制度について」
概要及び所見 (目的、参考にすべき事項、提言、活用策等)	<p>概要</p> <p>適格請求書等保存方式（インボイス制度） 複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度 適格請求書（インボイス）⇒売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額を伝える手段</p> <p>経過措置</p> <p>インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除できる。</p> <p>小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置</p> <p>免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減措置を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激減緩和措置を3年間講ずる これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比べても事務負担も大幅に軽減される</p> <p>令和5年10月の移行後においても弾力的に対応する方針が示された</p>

	<p>所見</p> <p>制度への理解が進んでいない状況がある。個別相談体制の必要性を感じる。</p> <p>経過措置、小規模事業者への対応が特に重要と考える。</p>
--	--

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 穴 戸 稔

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 穴戸 稔

経理責任者氏名 山田真一郎

期 間	令和5年1月26日
用 務 先	東京都千代田区永田町 衆議院第一議員会館
用 務	内閣官房 こども家庭庁設立準備室 「こども家庭庁の取組について」
概要及び所見 （目的、参考にすべき事項、提言、活用策等）	<p>概要</p> <p>必要性と目指すもの</p> <p>こども真ん中社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等を支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設</p> <p>司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制 定員を大幅に増やす</p> <p>こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携をとる。</p> <p>◆総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整を行う</p> <p>◆各省大臣に対する勸告権限等を有する大臣を必置化</p> <p>◆総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進</p> <p>取り組む主な事項</p> <ul style="list-style-type: none">・こども基本法に基づくこども大綱の策定・こどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり・就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針の策定に向けた検討・こどもの居場所づくりに関する指針の策定に向けた検討・こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（DBS）の導入検討・いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくりの推進

所見

結婚、妊娠、出産、子育てにおいて孤立する保護者、虐待・いじめ・不登校・非行・貧困・ヤングケアラーなどの社会問題への対応が、社会福祉、子育て支援、教育という分野を、このこども家庭庁の創設で解決の方向が見通すことができるのか甚だ疑問だ。

予算は5.2兆円規模ということだが、財源確保が不透明である。

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 穴 戸 稔

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 穴 戸 稔

経理責任者氏名 山田真一郎

期 間	令和5年1月26日
用 務 先	東京都千代田区永田町 衆議院第一議員会館
用 務	林野庁森林利用課森林集積推進室 「森林環境税、森林環境譲与税の取組について」
概要及び所見 （目的、参考にすべき事項、提言、活用策等）	<p>概要</p> <p>森林環境税、森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために創設された。</p> <p>令和元年度に森林環境譲与税の譲与が始まり、令和3年度には総額約400億円（市町村340億円、都道府県60億円）が譲与された。</p> <p>市町村全体（1,741市町村）で平均1,953万円が交付</p> <p>令和3年度に間伐等の森林整備関係に取り組んだ市町村の割合は77%、人材育成は30%、木材利用・普及啓発は41%、基金積み立て14%。取り組む市町村は増加している。特に、私有林人工林1千ha以上の市町村では、森林整備関係への取り組みが95%と高くなっている。</p> <p>所見</p> <p>譲与基準についての見直し要望</p> <p>私有林人工林面積50% 林業就業者数20% 人口30%の配分割合の見直しを。</p> <p>林野率による補正で、85%以上で1.5%割増 75%~85%で1.3%割増人口率の解消が図られていないことから、根本的解決になっていない。</p>

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 宍戸 稔

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 宍戸 稔

経理責任者氏名 山田真一郎

期 間	令和5年1月27日
用 務 先	東京都三鷹市 一般財団法人 消防防災科学センター
用 務	研究開発部消防支援室 「消防庁舎移転建替に伴う消防力適正配置調査について」
概要及び所見 （目的、参考にすべき事項、提言、活用策等）	<p>概要</p> <p>令和4年12月に京都府木津川市にある相楽中部消防組合で消防庁舎建替移転を行う際に「消防力適正配置調査報告書」に基づいて移転候補地を検討したことの説明があり、その報告書を消防防災科学センターに依頼し作成された経緯からこの調査を行った。</p> <p>消防力適正配置調査</p> <p>消防広域化の検討 消防力の連携・協力事業の検討 署所や車両の適正配置の検討 署所や車両の新設、移転、統廃合などの検討 消防力に関連の深い消防需要指標の分布 人口 世帯 中高層建物（3階建以上） 道路状況と所署位置 火災の件数分布 救急出動の件数分布 救助出動の件数分布 現状の消防力の充足状況の把握 第2着ポンプ車の走行時間 救急車の走行時間 人口と消防需要の将来推計</p> <p>所見</p> <p>全国的に毎年20件前後の調査依頼があり、この報告書を基に各自治体、各消防組合は消防力が発揮できる施設の配置構想計画を策定し、事業実施を行っていることから備北地区消防組合、及び本市においても参考とすべきと考える。消防力が発揮できる適正な場所を科学的な根拠に基づいて選定されていることは、本市においても参考とすべきものとする。</p>

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 保 実 治

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 宍 戸 稔

経理責任者氏名 山 田 真 一 郎

期 間	R4年 / 月26日 () ~ 年 月 日 ()
用 務 先	農水省林野庁
用 務	森林環境税・森林環境譲与税の取組について
概要及び所見 (目的, 参考に すべき事項, 提 言, 活用策等)	<p>※概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための税。 令和元年度森林環境譲与税の譲与が始まり、令和3年度には全庁の自治体に対して約400億円が譲与された。 市町村全体での平均は、1,953万円 間伐等林整備に取組んだ市町村は77%、人材育成は30%、本材利用・普及啓発は41%、取組は増加している。 <p>※所見</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部は人口が多く、譲

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 保 実 治

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 奥 戸 穂

経理責任者氏名 山 田 真 一 郎

期 間	R5年1月26日() ~ 年 月 日()
用 務 先	内閣官房・内閣府 子どもの家庭庁設立準備室
用 務	子どもの家庭庁の取り組みについて
概要及び所見 (目的, 参考にすべき事項, 提言, 活用策等)	<p>※概要</p> <p>◦設置の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦子ども政策に専一に取り組む独立した行政組織であり、子どもと、加齢の福祉増進・保険の向上等の支援、権利利益の擁護を任務とする。総理直属の機関として、内閣府の外局として、一元的に企画・立案・総合調整。 ◦各省大臣に対する勧告検討を有する大臣を必置化。総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成、推進する。 <p>※所見</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦縦割行政の弊害を、このつく組織であり、「いじめ」「登校」「非行」等、多くの子どもに関する問題を、専一にかつ迅速に対応する機能をこの行政組織が子どもの家庭庁と思う。

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 保 泉 治

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 宍 戸 稔

経理責任者氏名 山 田 真 一 郎

期 間	R5年 / 月 26 日 () ~ 年 月 日 ()
用 務 先	総務省国税庁
用 務	インボイス制度について。
概要及び所見 (目的, 参考に すべき事項, 提 言, 活用策等)	<p>※目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦消費税の多段階課税の仕組みについて、 ◦的確請求書保存方式(インボイス制度)についての説明。 ◦インボイス制度の周知広報の取り組み状況について。 <p>※参考事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦免税事業者は、発行不可。 ◦売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち約60%が消費者との取引なので、インボイスは不要。 ◦登録申請期限令和5年3月31日については、令和5年度税制改正大綱において、事業者への周知、理解の進捗状況が鈍いため柔軟に対応すること、令和5年10月の移行後においても弾力的な対応に努める方針が出された。 ◦本市においては市民の理解が進んでいると思う。

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 保実 治

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 奥戸 穂

経理責任者氏名 山田 真一郎

期 間	R5年1月27日(金)～ 年 月 日()
用 務 先	一般社団法人 消防防災科学センター
用 務	消防署建設にあたり 適正配置について
概要及び所見 (目的, 参考に すべき事項, 提 言, 活用策等)	<p>※概要</p> <p>備北消防本部三次消防署建替えにかんする建設計画の策定 依頼先である当センターの立案の説明を受けるための視察。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦現場の消防力の充足状況の把握。 ◦消防の将来像検討。 <p>※所見</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦他の自治体での消防署建設の例を説明いただいたが 建設場所は数箇所候補地を上げ比較検討されている。 本市のように1箇所だけの調査ではない。また地盤調査など 多くの項目について調査、検討をするべきである。 ◦地元へのアンケートや広く市民に対しての意見を聞くべきである。

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 山村 恵美子

下記の通り、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 宋戸 稔
 経理責任者氏名 山田 真一郎

期 間	令和4年（2022）1月26日
用 務 先	農水省林野庁
用 務	森林環境税・森林環境譲与税の取組について
概要及び所見 （目的、参考にするべき事項、提言、活用対策）	<p>概要 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する背作の財源に充てるための税。令和元年度森林環境譲与税の譲与が始まり、令和3年度には400億円が譲与された。市町村全体での平均値は1,953万円（2,000万円以上が3割、500~2,000万円が4割。500万円未満が3割） 間伐等線林整備関係に取り組んだ市町村の割合は77%、人材育成は30%、木材利用・普及啓発は41%。取組は増加している。</p> <p>譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準について ○市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。 ○令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫 再建金利変動準備金を活用。 ○森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。</p> <p>所見 譲与基準に関して、都市部の人口が多い自治体では、譲与額が多いが、その多くは基金に積まれたまま、執行されていない。都道府県。市町村ともに譲与基準は私有林人工林面積に対して50%、林業就業者数に対して20%、人口30%となっているが、地方自治体から見直し要望が上がっている。対応として、林野率による補正が見込まれる。85%以上の市町村は1.5%に割増し、75%以上85%未満の市町村は1.3倍に割増しの基準が示されたが、人口率の解消は棚上げされているので、解決策にはならない。 法改正は総務省所管であり、農水省との判断のずれを危惧する。</p>

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 山村 恵美子

下記の通り、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 宍戸 稔

経理責任者氏名 山田 真一郎

期 間	令和5年1月26日 13:15～14:15
用 務 先	内閣官房・内閣府 こども家庭庁設立準備室
用 務	こども家庭庁の取り組みについて
概要及び所見 （目的，参考にするべき事項，提言，活	<p>概要 設置の目的 こども政策に専一に取り組む独立した行政組織であり、子供と加齢の福祉増進・保険の向上等の支援、権利利益の擁護を任務とする。総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整（内閣補助事務）。</p> <p>各省大臣に対する勅告検討を有する大臣を必置化。総理を長とする関係会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進。</p> <p>取組状況 令和3年 9月16日「こども政策の推進にかかる有識者会議催」 11月29日「こども政策の推進にかかる有識者回避報告」とりまとめ 12月2日 「こども制作の推進にかかる作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）」とりまとめ 12月21日「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定 内閣官房に「こども家庭庁設置法案準備室」を設置</p> <p>令和4年 2月25日両法案閣議決定・国会提出 4月4日「こども基本法案」（議員立法） 6月15日「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」成立</p> <p>令和5年 4月1日こども家庭庁設置（予定）</p> <p>所見 結婚・妊娠・出産・子育てにおいて孤立する保護者・虐待・いじめ・不登校・非行・貧困・ヤングケアラー等社会問題として対策がゴテゴテに回り、多くの被害・加害を生み出している。障害児への支援も道半ば。社会福祉・子育て支援・教育が縦割行政の仕組の中で機能を果たしていない。その全てを専一にかつ迅速に解決するべく機能を持つ行政組織がこども家庭庁であると認識する。</p> <p>しかし当初議論された文部科学省も含めた専一に関しては、縦割りの弊害を払拭しきれぬのか疑問が残る。密接に連携することが示されているが、今後注視したい。</p> <p>また、令和5年度のこども家庭庁当初予算案は4.8兆円、令和4年度補正予算の前倒し実施分を含めると5.2兆円規模になる。財源確保においては議論が必要ではないか。</p>

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 山村 恵美子

下記の通り、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 宍戸 稔

経理責任者氏名 山田 真一郎

期 間	令和5年1月26日
用 務 先	総務省国税庁
用 務	インボイス制度について
概要及び所見 （目的、参考にすべき事項、提言、活用対策）	<p>目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 消費税の多段階課税の仕組みについて 的確請求書保存方式（インボイス制度）についての説明 インボイス制度の周知広報の取り組み状況について <p>詳細なレクチャー</p> <p>参考にすべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付するインボイス、これまでの請求書や領収書に記載する事項を追加する（手書きでも可） 注意事項「受領者による追記は不可」 免税事業者は発行不可（発行するには課税対象者となり税務署長に登録を受ける必要あり） 登録事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生。 簡易課税事業者は、インボイスの保存がなくとも控除が可能（課税事業者の4割弱は簡易課税事業者） <p>経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、当初3年間は8割・その後3年は5割仕入れ税額控除が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上高1千万円以下の事業者（現行免税事業者）が行う取引のうち約6割が消費者との取引なので、インボイスは不要。 制度について <p>登録申請期限令和5年3月31日については、令和5年度税制改正大綱において、事業者への周知、理解の進捗状況が鈍いため、柔軟に対応すること、令和5年10月の移行後においても弾力的な対応に努める方針が出された。</p> <p>提言</p> <p>制度への理解が本市においても進んでおらず、個別の相談体制がさらに必要である。免税事業者は売上高1000万円以下で、小規模事業者にあたる。登録の必要性に関して細やかに個別対応が必要である。納税額に係る負担軽減措置がインボイス発行事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずること。これにより売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能になり、簡易課税の比べて事務負担も軽減されることを含め、説明を尽くし、制度への理解と移行を進めるべきと考える。</p>

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議員 様

報告者氏名 山村 恵美子

下記の通り、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 宍戸 稔
 経理責任者氏名 山田 真一郎

期 間	令和5年（2023年）1月27日（金）
用 務 先	一般社団法人 消防防災科学センター
用 務	消防本部建設にあたり 消防力の適正配置について
概要及び所見 （目的、参考にすべき事項、提言、活用対策）	<p>概要 備北消防本部・三次消防署建替えにかかる建設計画の策定依頼先である当センターの立案の説明を受けるための視察</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防力に関連深い消防需要の分布把握 2. 現場の消防力の充足状況の把握 3. 広域化や連携・協力、署所の移転等配合等、検討内容に応じた適正配置や運用効果の把握 4. 消防の将来像検討 <p>所見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防力に関連深い消防需要の分布把握 救急事案件数の分布の分析、消防需要指数値（火災 と救急事案件数を基に統合作成された指標値）の分析を行い、需要数値が高い地域への適正な消防力の 配置を割り出す。 2. 現場の消防力の充足状況の把握 消防力毎に効果を把握 第1着・第2着ポンプ車の走行時間、救急車の走行時間等、現状を把握し。適地を割り出す。 3. 広域化や連携・協力、署所の移転等、検討内容に応じた適正配置や運用効果の把握 関連するケーススタディを試算し、よりよい消防体制を求め検証を繰り返す。中央消防署の適正配列を 構築する。 4. 消防の将来像検討 その他現状の消防本部が抱える各種課題についても 調査の一環として取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署規模の検討 ・消防職員と消防車両の効率的運用の検討 ・消防本部位置の条件整理・検討 ・消防訓練施設の条件整理・検討

他の自治体消防署建設の例を説明いただいたが、まず建設場所についても数箇所候補を上げ、適正の度合いを比較検討されている。安全性最優先であるため、地盤の調査、周辺の立地条件等、本市調査より多くの項目についての検討がなされている。

消防需要指標の分布把握については、地図上に落とし込むことで、はっきりと効果のある場所が浮かび上がり、適正地を選ぶことができる。

科学的分析を基に消防力の適正配置が必要であることが示され、十分な理解ができた。

会派名 清友会
議員名 重信好範

研修会・報告会等実施報告書

研修会・報告会等を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

日 時	令和5年1月26日(木)～令和5年1月26日(木)
場 所	衆議院議員会館 研修室
参加者	宍戸稔, 保実治, 山村恵美子, 山田真一郎, 重信好範
内 容	財務省 牧村慎一課長補佐ならび国税庁 小倉啓太郎課長よりインボイス制度の基本から研修を受け, 今後の取組状況を研修しました。
備 考	

案内文・開催要項・チラシ等を添付してください。

会場借上料	円	冷暖房費	円
		食糧費(飲物・菓子代)	円
附属設備等使用料	円		円

会派名 清友会
議員名 重信好範

研修会・報告会等実施報告書

研修会・報告会等を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

日時	令和5年1月26日(木)～令和5年1月26日(木)
場所	衆議院議員会館 研修室
参加者	宍戸稔, 保実治, 山村恵美子, 山田真一郎, 重信好範
内容	内閣官房こども家庭庁設立準備室企画官 岩崎林太郎様 他2名の職員よりこども家庭庁の設置の目的および取組状況を研修しました。
備考	

案内文・開催要項・チラシ等を添付してください。

会場借上料	円	冷暖房費	円
		食糧費(飲物・菓子代)	円
附属設備等使用料	円		円

会派名 清友会
議員名 重信好範

研修会・報告会等実施報告書

研修会・報告会等を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

日時	令和5年1月26日(木)～令和5年1月26日(木)
場所	衆議院議員会館 研修室
参加者	宍戸稔, 保実治, 山村恵美子, 山田真一郎, 重信好範
内容	林野庁森林集積推進室課長補佐 近藤美由紀様より森林環境譲与税の取組を各都道府県の自治体の事例をもとに研修しました。
備考	

案内文・開催要項・チラシ等を添付してください。

会場借上料	円	冷暖房費	円
		食糧費(飲物・菓子代)	円
附属設備等使用料	円		円

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 **重 信 好 範**

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	宍戸稔	経理責任者	山田真一郎
視 察 議 員	宍戸稔, 保実治, 山村恵美子, 山田真一郎, 重信好範			
期 間	令和 5 年 1 月 27 日 (金) ~ 令和 5 年 1 月 27 日 (金)			
視 察 先	東京都三鷹市 一般財団法人消防防災科学センター			
視 察 用 務	消防本部移転候補地選定の事前調査について			
視察先対応者	一般財団法人消防防災科学センター 統括研究員 渡辺雅洋様 他 1 名			
概要及び所見	<p>当センターは、消防防災に関する調査および研究開発, 教育, 研修, 情報の収集分析等の提供を行い地域社会の安心安全に寄与することを目的にしている調査研究機関である。</p> <p>今回の研修において消防力の適正配置等, 移転の候補地の調査の主な目的について学び, 本市にとって早期に取組べきと思いました。</p>			

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 山田 真一郎

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	宋戸 稔	経理責任者	山田 真一郎
視 察 議 員	山田 真一郎			
期 間	2023年1月25日（水）～2023年1月27日（金）			
視 察 先	衆議院会館 会議室			
視 察 用 務	森林環境譲与税について			
視察先対応者	総務省・林野庁			
概要及び所見	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税の取組状況について 1. 森林環境譲与税の譲与実績 2. 森林環境譲与税の譲与額の状況（市町村分） 3. 森林環境譲与税の譲与額の状況（取組実績） 4. 森林環境譲与税の状況（都道府県） 5. 都道府県による市町村支援の事例 6. 市町村の体制状況 7. 地域林政アドバイザー制度の活用 8. 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計 			

10. 市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

基本知識とともに、令和3年度の実績の好事例を数多く教えて頂きました。

制度の見直し等もありますが、山間地域で森林が多くある三次市において、都会とは違う地域にあった有効活用ができるよう考える必要があります。

引き続き、調査研究します。

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 山田 真一郎

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	宋戸 稔	経理責任者	山田 真一郎
視 察 議 員	山田 真一郎			
期 間	2023年1月25日（水）～2023年1月27日（金）			
視 察 先	衆議院会館 会議室			
視 察 用 務	こども家庭庁について			
視察先対応者	内閣官房こども家庭庁設立準備室			
概要及び所見	<p>こども家庭庁の設置の目的及び取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁の検討経緯 ・こども家庭庁の概要 <ol style="list-style-type: none"> 1. こども家庭庁の組織・事務・権限 ・こども基本法の概要 ・こども家庭庁組織体制の概要 ・こども家庭庁関連予算 <ol style="list-style-type: none"> 1. 予算の全体像 2. 関連予算の基本姿勢 3. 関連予算のポイント ・こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方 			

- ・就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針
- ・未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチ
- ・こどもの居場所づくり
- ・地方自治体におけるこども施策

三次市で例えるなら、子育て支援と教育委員会の両方の仕事をする取組と感じました。現在も行われている内容も含まれている中で今後は充実させないとならないので皆ですれ良いのですが、誰が何をするのかを明確にしておかなければ、混乱を招くのではと疑問も残りました。引き続き調査研究します。

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 山田 真一郎

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	宍戸 稔	経理責任者	山田 真一郎
視 察 議 員	山田 真一郎			
期 間	2023年1月25日（水）～2023年1月27日（金）			
視 察 先	衆議院会館 会議室			
視 察 用 務	インボイス制度について			
視察先対応者	総務省			
概要及び所見	インボイス制度について <ul style="list-style-type: none"> ・消費税の多段階課税の仕組み ・消費税の税額計算と仕入税額控除 ・適格請求書等保存方式（インボイス制度） <ol style="list-style-type: none"> 1. 区分記載請求書等保存方式 2. 適格請求保存方式（インボイス制度） ・インボイスと免税事業者の取引 <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者間（BtoB）取引 3. 対消費者（BtoC）取引 ・インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について ・簡易課税制度の概要 			

- ・小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置
- ・一般規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置
- ・登録申請手続きの柔軟化

インボイスの仕組みや緩和処置については、細かく教えて頂きました。

しかし、この制度の導入が関係者に大きな影響を与えることが予想され、社会全体がどうなっていくのか、またまだ調査が必要と改めて感じさせられました。

